

---

## 第6章 資料

---

## 1. 国見町地域福祉推進協議会設置要綱

### 国見町地域福祉推進協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 本町における地域福祉の総合的な推進を図るため、国見町地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉の推進に関すること
- (2) 高齢者福祉の推進に関すること
- (3) 障がい者福祉の推進に関すること
- (4) 児童福祉の推進に関すること
- (5) その他町の福祉施策の推進に関すること

#### (組織)

第3条 協議会の委員は29名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| (1) 医療及び福祉関係機関の代表者        | 3名以内 |
| (2) 保健及び福祉関係団体の代表者        | 2名以内 |
| (3) 町内会及び女性団体の代表者         | 2名以内 |
| (4) NPO・ボラティア組織の代表者       | 2名以内 |
| (5) 知識経験者                 | 2名以内 |
| (6) 第8条第1号に定める高齢者福祉部会の委員  | 6名以内 |
| (7) 第8条第2号に定める障がい者福祉部会の委員 | 4名以内 |
| (8) 第8条第3号に定める児童福祉部会の委員   | 8名以内 |

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、第3条第1号から第5号までの委員のうちから委員の互選により選出する。

2 会長は会務を統理し、副会長は会長事故あるときその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会議を主宰する。ただし、会長が選任されていない場合は町長が招集し、会長が選出されるまでの間、会議を主宰する。

#### (専門部会の設置及び所掌事務)

第7条 協議会に専門部会を置き次の事務を所掌する。

#### (1) 高齢者福祉部会

- ア 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること
- イ 地域包括支援センター運営協議会に関すること
- ウ 地域密着型サービス運営委員会に関すること
- エ 高齢者虐待防止ネットワークに関すること
- オ その他町の高齢者福祉施策の推進に関すること

#### (2) 障がい者福祉部会

- ア 障がい基本計画及び障がい者福祉計画の策定及び進行管理に関すること
- イ 障がい者自立支援協議会に関すること
- ウ その他町の障がい者福祉施策の推進に関すること

#### (3) 児童福祉部会

## 第2次国見町次世代育成支援行動計画

- ア 次世代育成支援行動計画の策定及び進行管理に関すること
- イ 要保護児童対策協議会に関すること
- ウ その他町の児童福祉施策の推進に関すること

(専門部会の委員)

第8条 各専門部会の委員は、第3条第1号から第5号までの委員のほか、次の各号に定める者をもって組織する。

(1) 高齢者福祉部会委員

- ア 介護保険被保険者の代表者 2名以内
- イ 要介護又は要支援認定者の代表及び介護者の代表者 2名以内
- ウ 介護保険サービス事業所の代表者 2名以内

(2) 障がい者福祉部会委員

- ア 障がい者関係団体の代表者 2名以内
- イ 障がい者福祉サービス事業所の代表者 2名以内

(3) 児童福祉部会委員

- ア 町の児童福祉事業に関係する者 2名以内
- イ 教育関係者の代表者 2名以内
- エ 保護者の代表者 4名以内

(部会長及び副部会長)

第9条 各専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は会務を統理し、副部会長は部会長事故あるときその職務を代理する。

(会議)

第10条 各専門部会の会議は部会長が招集し、会議を主宰する。

2 専門部会は、複数の部会を同時に開催することができる。また、協議会の開催をもって部会の開催とすることができる。

(協議の委任等)

第11条 協議会は、第8条各号に規定する事務について当該部会に協議を委任することができる。この場合、部会としての協議結果が協議会としての協議結果であるとみなす。

(関係者の出席等)

第12条 協議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成20年8月1日より施行する。ただし、第8条1号イ及びウの規定は平成20年8月29日から施行する。

(委員の任期の特例)

第2条 第8条の規定にかかわらず、本要綱の施行の日から最初の委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(廃止)

第3条 国見町次世代育成支援対策推進協議会設置要綱(平成16年2月20日施行)、国見町高齢者保健福祉計画等策定委員会設置要綱(平成17年6月16日施行)、国見町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱(平成18年6月26日施行)は廃止する。

## 2. 国見町地域福祉推進協議会委員名簿

## 国見町地域福祉推進協議会委員名簿

(委員29名以内、委嘱期間:平成20年8月4日～平成23年3月31日)

国見町地域福祉推進協議会委員名簿					
(委員29名以内、委嘱期間:平成20年8月4日～平成23年3月31日)					
	委員区分		役職名	氏名	備考
1	1号委員	医療及び福祉関係機関の代表	公立藤田総合病院院長	堀川 哲男	
2			医療法人武田胃腸科内科医院院長	武田 欣也	
3			社会福祉法人国見町社会福祉協議会事務局長	玉木 仁彦	
4	2号委員	保健福祉関係団体の代表	国見町民生児童委員協議会会長	三瓶 茂	副会長
5			国見町健康推進員協議会会長	八巻 紘子	
6	3号委員	町内会及び女性団体の代表	国見町町内会長連絡協議会副会長	八巻 忠一	
7			国見町婦人会連絡協議会会長	安田 節子	
8	4号委員	NPO・ボランティア団体の代表	NPO法人まごころサービス国見センター理事長	佐藤 金一	
9			J A伊達みらいふれあいグループさくら会会長	村上 絹江	
10	5号委員	知識経験者	医療法人秀公会あづま脳神経外科病院理事事務局長	寺島 長司	会長
11			福島県社協日常生活自立支援事業生活支援員	佐藤 豊治	
12	6号委員	介護保険被保険者の代表	介護保険第1号被保険者代表	黒澤 一八	
13			介護保険第2号被保険者代表	朽木 勝之	
14		認定者及び介護者の代表	介護者代表	後藤 サク	
15			介護者代表	浅野やへ子	
16	介護保険サービス事業所の代表	社会福祉法人信達福祉会あつかし荘園長	小野 智義		
17		有限会社シルバー専科日和くにみ	小林 恵		
18	7号委員	障がい者関係団体の代表	国見町身体障害者福祉会副会長	大津 義隆	
19			国見町手をつなぐ親の会会長	池田 光雄	
20		障がい者福祉サービス事業所の代表			
21		NPO法人ひびきの会 障害者相談・地域活動支援センター「ひびき」施設長	長谷 道江		
22	8号委員	町の児童福祉事業に関係する者	藤田子どもクラブ指導員	斎藤 洋次	
23			小坂季節保育所責任者	熊坂 文夫	
24		教育関係者の代表	国見町小中学校校長会会長(藤田小校長)	大橋 芳光	
25			元県北中学校校長	斎藤 弘	
26		保護者の代表	藤田小PTA会長	赤井畑直明	
27			藤田幼稚園PTA会長	安藤 恵子	
28			藤田保育所保護者会会長	阿部 俊和	
29			森江野季節保育所保護者会会長	斎藤 直人	